条例の素案

条例の素案(案)	備考
誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有する	
かけがえのない個人として尊重される地域社会の実現は、すべ	
ての名古屋市民の願いです。	
近年、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由	
とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨に沿った取組み	
により障害者への理解が進んできたものの、今なお、障害者に対	
する誤解や偏見があり、また、見た目ではわからない障害者に対	
して周囲の理解が不十分であることから、障害者の自立や社会	
参加が妨げられているという現状が存在しています。	
こうした状況を踏まえると、誰もが高齢化に伴う身体機能の	
低下、事故や疾病などにより、障害を有することになる可能性が	
あることを認識し、障害のある人とない人の区別なくすべての	
人に共通する課題として解決を図っていくとともに、子どもの	
頃から障害の有無にかかわらず一緒に学び遊ぶなかで正しい知	
識や理解を深めることが今、求められています。	
ここに、障害のある人もない人もともに基本的人権を有する	
かけがえのない個人として、お互いを思いやることのできる気	
持ちをもつことができるよう、市、事業者及び市民が一体となっ	
て、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害の有無	
にかかわらず誰もが安心して生活できるまち・なごやをつくる	
ことを決意し、この条例を制定します。	
第一章 総則	
(目的)	
第1条 この条例は、本市における障害を理由とする差別の解	
消の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民	
の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解	
消を推進するための基本的事項を定めることにより、障害の	
有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた	
地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的と	
する。	
(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ	
れぞれ各号に定めるところによる。	
(1)障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含した。) 群席(沙原大法が渡立していない疾病である) の他の特殊な	
む。)、難病(治療方法が確立していない疾病その他の特殊な	
疾病をいう。)等を原因とする障害その他の心身の機能の障害(バス・「陰寒」、は終れする)、がなる者でなって、陰寒及	
害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及	
び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会	

生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営 む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観 念その他一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由とし て、障害者でない者と異なる不利益な取り扱いをすること をいう。
- (4) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同 等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害 者(障害者がその意思の表明を行うことが困難である場合 にあっては、その家族等)の求めに応じて、必要かつ適切な 現状の変更又は調整を行うこと。ただし、社会通念上その実 施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること 又は合理的配慮をしないことをいう。

(基本理念)

- 第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無に|冒頭の本文を「自立した地域 かかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらに有すし生活を営む権利しから「地域 る個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保 で自立した生活を営む権利」 障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行しとする。(住み慣れた地域で生 う。
 - (1)全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、ため、「地域で」の表現は残 文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され す。) ること
 - (2)全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の 障害者基本法第3条第2号の 機会が確保され、地域社会において他の人々とともに暮ら すことを妨げられないこと
 - (3)全ての障害者が、言語(手話を含む。)その他の意思疎通 のための手段及び情報の取得又は利用のための手段を選択し地域社会において他の人々と する機会が確保されるとともに、意思決定が困難な障害者 | 共生することを妨げられない に対する支援が確保されること
 - (4)全ての障害者は、障害があることに加え、性別や年齢そのから、第2号の「地域社会」 他の複合的な要因により特に困難な状況に置かれる場合に」は変更なしとする。 は、その状況に応じた適切な配慮がなされること
 - (5) 障害を理由とする差別の解消に当たっては、差別する側と 差別される側とにわけて、相手方を一方的に非難し、又は制 裁を加えようとするものであってはならず、当事者間の建 設的な対話による相互理解を基本とすること
 - (6)災害時において障害者の安全が確保されるよう、障害特性 に応じた適切な配慮がなされること
 - (7)家庭や学校を始めとする社会のあらゆる場面において、子

【枠組みから修正】

活ができることが重要である

【その他】

「全て障害者は、可能な限り、 どこで誰と生活するかについ ての選択の機会が確保され、 こと。」を参考にしていること

どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無	
にかかわらず共に助け合い学び合う心をはぐくむこと	
(市の責務)	
第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」とい	
う。)にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図る	
とともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合	
的かつ計画的に実施するものとする。	
2 市は、障害者差別解消に関する施策を実施するため、必要な	
財政上の措置その他の措置を講じなければならない。	
(事業者の責務)	【枠組みから修正】
第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念	
にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由	·
とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるも	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
のとする。	に意識した内容であったた
2 市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に	め、事業者の責務を変更して
協力するものとする。 	別に記述する。
(市民の責務)	
第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する	
理解を深め、障害者が日常生活及び社会生活において直面す	
る課題を共に考え解決を図り、地域で誰もが共に暮らしてい	
くための良好な環境づくりに努めるものとする。	
2 市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に	
協力するものとする。	
(事前的改善措置)	
第7条 市(市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第9	
条、第11条において同じ。)及び事業者は、合理的配慮を的確	
に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、	
関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなけ	
ればならない。	
第二章 障害を理由とする差別の禁止	
(市及び事業者における不当な差別的取り扱いの禁止)	
第8条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正	
当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として	
次に掲げる不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の	
権利利益を侵害してはならない。	
(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い	
ア福祉サービスの提供の拒否、制限、これに条件をつけることではその他院室者でない者とは思わる不利さな取扱いを	
と又はその他障害者でない者とは異なる不利益な取扱いを	
すること	
イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行う	
ことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設などへの	

入所及び入居を強制すること

- (2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い
- ア 医療の提供を拒否、制限、これに条件をつけること又はそ の他障害者でない者とは異なる不利益な取扱いをすること
- イ 障害者の意思に反して、医療を受けることを強制すること
- (3) 教育を行う場合における次に掲げる取扱い
- ア 当該障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏ま えた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導 又は支援を講じないこと
- イ 障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊 重せず、又は、必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定 すること
- (4) 労働者の募集又は採用若しくは雇用を行う場合における 次に掲げる取扱い
- ア 応募若しくは採用を拒否、制限、これに条件をつけること 又はその他障害者でない者とは異なる不利益な取扱いをす ること
- イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、その 他の労働条件について不利益な取扱いをすること
- (5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、拒否、制限、これに条件をつけること又はその他障害者でない者とは異なる不利益な取扱いをすること
- (6) 不動産の取引を行う場合において、不動産の売買、賃貸、 転貸又は賃借権の譲渡を拒否、制限、これに条件をつけるこ と又はその他障害者でない者とは異なる不利益な取扱いを すること
- (7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設 又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の 施設若しくは公共交通機関の利用を拒否、制限、これに条件 をつけること又はその他障害者でない者とは異なる不利益 な取扱いをすること
- (8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合 において、拒否、制限、これに条件をつけること又はその他 障害者でない者とは異なる不利益な取扱いをすること
- (9) 障害者へ情報提供をする場合又は障害者から意思の表示 を受ける場合における次に掲げる取扱い
- ア 情報の提供を拒否、制限、これに条件をつけること又はそ の他障害者でない者とは異なる不利益な取扱いをすること
- イ 障害者から意思表示を受けることを拒否、制限、これに条件をつけること又はその他障害者でない者とは異なる不利 益な取扱いをすること

(10) 前各号に掲げるもののほか、障害者に対して、障害者でない者とは異なる不利益な取扱いをすること

(市が行う合理的配慮の提供)

- 第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担に 枠組み (案) では第9条~第 ならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。 12条に当たるものをまとめ
- 2 市は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならな て記載し、内容が分かりにく い範囲で、合理的配慮をしなければならない。 いとの意見があったため、整

(事業者が行う合理的配慮の提供)

- 第10条 事業者は、その事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をするように努めなければならない。
- 2 事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

(市及び事業者の判断にかかる内容説明)

第11条 市及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正 当な理由があると判断する場合及び合理的配慮に該当しない 過重な負担があると判断する場合には、障害者にその内容を 説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(事業者における適切な対応)

第12条 事業者は、その事業を行うに当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第11条第1項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。

第三章 障害を理由とする差別を解消するための体制 (相談)

- 第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談(以下「差別相談」という。)に的確に対応するため、法第14条に基づき、名古屋市障害者差別相談センター(以下「差別相談センター」という。)及び地域の相談窓口を置く。
- 2 障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談をすることができる。
- 3 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相 談支援を行う者に委託することができる。
- 4 差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合は、必要に応じて事実確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口において、第2号の対応が必要と判断する場合は、差別相談センターが引き継いでその対応を行う。
- (1)説明又は助言
- (2) 相談にかかる当事者間の調整 (調査を含む。)

【枠組みから修正】

枠組み(案)では第9条~第 12条に当たるものをまとめ て記載し、内容が分かりにく いとの意見があったため、整 理して別々に記述する。

- (3) 関係行政機関に対する通報その他通知
- 5 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を 行ったことを理由として、当該事業にかかる利用の禁止や制 限その他不利益な扱いをしてはならない。

(名古屋市障害者差別解消調整委員会)

- 第 14 条 市長の附属機関として、名古屋市障害者差別解消調整 | 条例では調整委員会の基本的 委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の求めに応じ、差別相談の解決を図るためのの構成、委員の任期などの基 助言又はあっせんを行う。
- 3 委員会は、委員○人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者、障害者、障害者の自立及び社会参加にする。) 関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が 必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 6 委員は再任されることができる。

(助言又はあっせんの申立て)

- 第 15 条 障害者等は、第 13 条第 4 項第 2 号による調整を差別 助言又はあっせんを求めるこ 相談センターが行ってもなお問題が解決しないときは、市長しができる「障害者等」は「障 に対し、必要な助言又はあっせんを求めることができる。 ただ | 害者及びその家族その他の関 し、当該求めをすることが当該障害者の意に反することが明 係者」(第13条第2項)であ らかであると認められる場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35)申し立てが当該障害者の意に 年法律第123号)第74条の5に規定する紛争については適用反することが明らかであると しない。

【その他】

な性格、委員の定足数、委員 本的な事項を記載する。(詳細 は第26条により規則に委任

【枠組みから追加】

るため、障害者本人以外から 認められる場合には、障害者 本人の意思を尊重して申し立 てができない旨を規定する。

【枠組みから追加】

障害者である労働者と事業主 との間の紛争解決は、障害者 の雇用の促進等に関する法律 で定められているため、条例 は適用除外規定を置いて明確 にする。

(助言又はあっせんの申立てに係る調査)

第16条 市長は、前条の申立てがあった場合において、関係当|関係当事者への負担を考慮 事者その他の関係者に対し、申立てに係る事実について必要し、差別相談センターで調査 な調査を行うものとする。ただし、差別相談センターにおい て、第12条第4項第2号による調整に当たって既に必要な調査を省略できる規定を置く。 査が行われており、関係当事者間の同意があるにおいては、こ の限りでない。

【枠組みから追加】

を実施していた場合には、調

2 当事者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による	
調査に協力しなければならない。	
(助言又はあっせん)	
第17条 市長は、委員会に対し、前条第1項の規定による調査	
の結果を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求	
めるものとする。	
2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう	
求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただ	
し、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき又は対	
象事案の性質上助言若しくはあっせんを行うことが適当でな	
いと認めるときは、この限りでない。	
3 委員会は、前項の助言又はあっせんを行うために必要があ	
ると認められるときは、当事者に対し、その出席を求めて説明	
若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	
4 委員会は、当該申立てへの対応結果を当事者に通知すると	
ともに、市長に報告するものとする。	
(措置の求め)	
第18条 委員会は、差別相談の解決を図るため、市長に対して、	
以下の者に必要な措置をとるよう求めることができる。	
(1) あっせん案を受諾しない事業者	
(2) あっせんための調査を拒否した障害者等または事業者	
(3) 虚偽の説明や資料を提供した障害者等または事業者	
(勧告等)	
第19条 市長は、委員会から前条の規定による求めがあった場	
合において、必要と認めるときは、差別相談の解決に必要な措	
置をとるよう勧告することができる。	
2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従	
2 市及は、前項の動台を支げた者が正当な程由なく動台に促 わないときは、あらかじめ意見陳述の機会を与えたうえで、公	
表することができる。	
第四章 障害を理由とする差別の解消を推進するための	
第四草 障害を埋出とする左別の解析を推進するための 施策	
(啓発)	
第 20 条 市は、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解	
第20 栄 市は、事業有及い市民の障害及い障害有に対する理解 と関心を深めるために必要な広報啓発活動を行うとともに、	
障害の有無にかかわらず、すべての人が相互理解を深めることができるような概念や情報の提供な行うよのようる	
とができるような機会や情報の提供を行うものとする。	
(教育上の支援)	
第21条 市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り	
障害のない幼児、児童及び生徒とともに学び、必要な教育を受	
けることができるよう、医療機関、福祉施設その他の関係機関	
と連携し、必要な支援を行うものとする。	<u> </u>

(▼IL AB > > IL→▼
(手話言語の普及)	【枠組みから修正】
第22条 市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識	
に基づき、事業者及び市民において手話の利用が普及するよ	
う必要な施策を講ずるものとする。	旨が異なるためにまとめた扱
(意思疎通手段の利用促進)	いとしないようにとの意見が
第23条 市は、手話、点字、音声、文字表示、わかりやすい表	あったため、別に規定する。
現、情報支援機器(情報の取得及び意思疎通を容易にする機器	
をいう。) その他の意思疎通手段であって障害者にとって利用	
しやすいものの利用促進を行うものとする。	
(災害時の支援)	
第24条 市は、災害発生時その他緊急時に、障害者に対し、そ	
の安全を確保するために必要となる支援を行うとともに、意	
思疎通を図ることが困難な障害者に対し、その障害の特性に	
応じた情報提供を行うものとする。	
(障害者差別解消支援会議)	
第25条 市は、地域における障害を理由とする差別の解消の推	
進について情報共有し、その取り組みを効果的かつ円滑に行	
うため、法第17条第1項に基づく名古屋市障害者差別解消支	
援会議を組織する。	
(委任)	【枠組みから追加】
第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第三章の手続きやしくみなど
	の以下の例を想定
	・地域の相談窓口の詳細
	・調整委員会の詳細
	・あっせんを申し立てる際の
	方法
	・公表前の意見陳述の機会
	・公表時の公表内容
附則	
(施行期日)	
この条例は、平成31年4月1日から施行する。	
(検討)	
市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この	
条例の施行状況や社会情勢を踏まえて、この条例の規定につい	
て検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて	
所要の見直しを行うものとする。	
川女ツ元旦して打丿もツこりる。	